

2017年12月20日

2018年度

東京都予算編成に関する提案書

都議会生活者ネットワーク

はじめに

2017年12月20日
都議会生活者ネットワーク
幹事長 山内れい子

いよいよ2020年大会開催に向けて、競技施設建設など関連事業が急ピッチに進められています。今年、新国立競技場建設で、工期に迫われた若い現場監督が過労自殺するという事件が起こってしまいました。オリンピックという公共事業において、こうした悲劇が二度と起こらないよう徹底した安全対策が必要です。また、大会後の施設が負の遺産となって、長期に渡って維持管理費が財政を圧迫することのないよう求めるものです。

一方、東京は、2025年には超高齢少子社会、人口減少社会を迎えます。子育てや介護を社会全体で支え、地域で安心して暮らせる持続可能な社会にしていかなければなりません。

とりわけ若者や子育て世代が、家族の介護のために学業や仕事をやめて、介護を終えた後に社会復帰できず生活困窮に陥るといった事態を避けなければなりません。介護離職ゼロにしていくためには、家族だけで介護を担い地域から孤立することのないよう支援することが重要です。また、ケアラーの約7割がストレスや不安、疲労を抱えていると言われており、ケアラーズカフェ等気軽に相談できる窓口とワンストップ体制が必要です。

子どもの貧困対策も待ったなしです。東京の5人に1人が貧困であるという実態が明らかになっています。経済格差が教育格差につながらないよう、非正規雇用の多い母子家庭や貧困世帯へのさらなる支援を求めます。

パリ協定では、今世紀後半には温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを約束しました。ヨーロッパでは自動車や建物の対策が進められ、まさに化石燃料から再生可能エネルギーに転換するエネルギー革命が始まっています。都は、都有施設で初のZEB化を新公文書館で整備することになりました。エネルギーの大消費地である東京が、率先して目標を定め、公共施設、民間のビルや住宅においてZEB、ZEHの実現を図り、東京を省エネ都市に変えていくことが重要です。

都議会生活者ネットワークは、子ども、若者、女性、高齢者、障がい者など、ひとへの投資を重点に、環境に配慮し、地域で安心して暮らせる持続可能な社会の実現に向けた提案をまとめました。

予算編成に会派の提案が反映されるよう、ここに要望します。

都議会生活者ネットワーク 2018年度予算要望

【重点項目】	3
【一般項目】	
●自分らしく働き、暮らせる社会	5
(1)雇用 (2)もう一つの働き方 (3)若者支援 (4)性的マイノリティ	
●持続可能な環境政策	6
(1)エネルギー対策 (2)緑・水循環 (3)有害化学物質対策 (4)廃棄物対策	
●男女平等社会	8
(1)女性の参画 (2)ワークライフバランス (3)女性への暴力対策 (4)生涯にわたる性と健康の権利	
●誰もが安心して暮らせる地域	10
(1)高齢者支援 (2)生活困窮者 (3)ひとり親家庭 (4)動物との共生	
●障がい者(児)福祉	11
(1)障がい者の自立と社会参加 (2)精神障がい者 (3)発達障がい者(児) (4)高次脳機能障がい者(児) (5)難病対策	
●子どもの命を守り、健やかな成長	13
(1)子どもの権利の保障 (2)保育 (3)放課後対策 (4)子育て支援と虐待防止 (5)社会的養護 (6)周産期医療	
●子どもの学び	15
(1)子どもが学ぶ権利の保障 (2)教育の質 (3)教育施設・設備 (4)都立高校 (5)特別支援教育 (6)私学振興 (7)文化・スポーツ行政	
●命を育む食	17
(1)食品安全 (2)放射能汚染対策 (3)消費者行政	
●環境と共生する産業	18

(1)都市農業 (2)林業

●災害に強いまち 19

(1)耐震化 (2)災害弱者対策 (3)安全なまちづくり (4)広域的災害と被災地支援

●持続可能な都市 20

(1)道路・都市公園整備 (2)都市計画 (3)住まい (4)公共交通と自転車利用

●自治・分権・行政改革 21

(1)自治・分権 (2)行政改革

●平和・人権・多文化共生 22

(1)安全・平和 (2)国際協力と多文化共生

【重点項目】

子ども・若者を応援する

- 1 給付型の奨学金制度を拡充する。
- 2 保育の質と保育環境を低下させないよう、施設規準を堅持し、賃金などの処遇を改善し保育士を確保するとともに、保育士の研修を強化する。
- 3 認証保育所の運営基盤の安定のため、障がい児受け入れへの加算や家賃補助を都として位置づけ、認可園への転園などにより空きが生じる場合の補てん等対策を講じる。
- 4 日本語を母語・母国語としない子どもの教育政策をつくる専門部署を設置し、母国語教育や、日本語が十分でない児童・生徒への語学指導を充実するため、教員を加配する。
- 5 医療的ケアが必要な子どもも含めて障がいのある子どもが地域の普通級で学ぶことを保障するため、介助員・看護師の配置や施設整備など自治体への財政支援を行う。
- 6 特別支援教室の巡回指導等担当教員の配置は、年度途中でも児童数の変化に柔軟に対応する。

高齢者も障がい者も地域で暮らす

- 1 認知症の早期発見・早期対応を進めるために、初期集中支援チームを各区市町村に設置できるよう支援する。
- 2 介護離職ゼロの実現に向けて、ケアラーを社会で支えるしくみをつくる。その際、ヤングケアラーの実態調査を実施し、家族介護者への支援策を講じる。
- 3 住み慣れた地域で最期まで暮らせるホームホスピスなどを支援し、広げる。
- 4 障がい者が生きがいを持って働くことができる職場環境や労働条件を整備し、企業に対しては積極的に採用するよう働きかけるとともに、都としてジョブコーチなどの人材を育成する。
- 5 動物の殺処分ゼロを実現する。

男も女も働く

- 1 ワークライフバランスの実現のために、育児・介護休業を男性も取得しやすくなるよう職場の意識改革を推進する。
- 2 外国人労働者の増加に伴い、的確な労働相談を行うために、多言語対応ができるように通訳を配置するとともに、職員や専門家等の増員など、相談体制を充実する。
- 3 家族の介護や、がんなどの病気を抱えながら離職せず働き続けられるよう、企業に環境整備の協力を求める。

持続可能な環境をつくる

- 1 現行の「環境基本計画」を前倒しで進め、2030年に東京の再生可能エネルギーの電力利用割合について50%を目標とする計画をつくる。
- 2 公共施設・学校・大規模施設等の新築からZEB化を進めるとともに、民間のビルや住宅

においてもZEB・ZEHの実現を図り、東京を省エネ都市に変えていく。

- 3 エネルギーパスの考え方に基づき東京都独自の推奨基準づくりと支援策を検討するとともに、既設についてはサッシの樹脂化やペアガラス導入、外側庇の設置等省エネリフォームへの支援を充実する。
- 4 都が持つ水力発電ダムの電力を都施設で利用する、都産都消モデルをつくる。
- 5 新たな化学物質が増えており、複合的な影響も考慮し、都独自の基準を設けるなど「化学物質の子どもガイドライン」の見直しをする。
- 6 「香害」対策のため、強い香りに苦しむ人がいることを広く知らせ、柔軟剤などの香料の自粛や配慮を求めるよう広報する。

安全・安心のまちをつくる

- 1 子どもの事故防止のための専門部署をつくる。
- 2 災害時のような混乱時には暴力が起こるリスクが高い。女性、子ども、高齢者、障がい者等が、DV、虐待、性暴力の被害にあわないよう、専門家等と協議し、地域防災計画に盛り込む。
- 3 ペットと同行避難できる避難所を整備するとともに、動物病院にも受け入れ協力を要請する。
- 4 土砂災害を未然に防止するため、斜面地や浸水地域の宅地開発を規制する。
- 5 東京湾から都心へ向けた水と緑のつながりで風の道を確認し、東京を冷やす。
- 6 東京都環境影響評価制度は、適用対象を拡大し、計画アセスには、「事業廃止」の選択肢を入れた複数案提示を義務づける。

食の安全を守る

- 1 食品表示に関する新たな制度の周知を図る。特に、いわゆる健康食品による健康被害を避けるよう、適正表示を推進しつつ都民へ積極的に情報発信を行う。
- 2 放射能測定や対策については、関係所管が連携を深め、長期にわたって取り組みが継続できる体制を整備する。放射能汚染についての学習機会を増やし、個人が的確に判断できるようにしていく。

人権と平和

- 1 性暴力救済ダイヤル NaNa を充実する。また、24 時間 365 日体制のワンストップで性犯罪被害者等に対する相談窓口を、多摩地域も含めて容易に行ける都立病院の中に設置し、適切な処置とケアが受けられるようにする。
- 2 同性カップルも都営住宅に入居できるよう、入居者の要件を緩和する。
- 3 行政の応答責任を義務付けた総合的なパブリックコメント(市民意見公募)条例をつくる。
- 4 沖縄及び横田基地におけるオスプレイ配備を中止・撤回する。また、それ以外の航空機についても、安全確保の徹底と事故防止に万全の措置を講じるよう働きかける。

【一般項目】

●自分らしく働き、暮らせる社会

(1) 雇用

- 1 子育てや介護中の女性の就職を支援する専門の相談窓口「女性しごと応援テラス」を東京しごとセンター多摩にも設置するとともに、相談窓口で地域の保育や各種サービスの情報を提供できるようにする。
- 2 若者やシングルマザーの正規雇用を進めるために、付加価値の高い職能訓練の定員や回数を増やすとともに、相談事業を充実する。
- 3 低利の融資制度や相談など、女性や若者が起業しやすい環境づくりを進める。
- 4 フルタイム労働（正規雇用）とパートタイム労働（有期雇用の短時間労働など）との差別を禁止し、同一価値労働同一賃金、均等待遇の実現を進める。
- 5 ワークライフバランスの実現のために、育児・介護休業を男性も取得しやすくなるよう職場の意識改革を推進する。
- 6 パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントを防止するため、事業者への普及啓発を進める。
- 7 外国人労働者の増加に伴い、的確な労働相談を行うために、多言語対応ができるように通訳を配置するとともに、職員や専門家等の増員など、相談体制を充実する。
- 8 発達障がい者の就労・労働相談の体制を整備する。
- 9 ブラック企業の解雇や過酷な労働環境に対応するため、街頭労働相談の回数や箇所を増やすとともに、普及啓発と支援体制を充実する。
- 10 家族の介護や、がんなどの病気を抱えながら離職せず働き続けられるよう、企業に環境整備の協力を求める。
- 11 健康保険組合に対する都の補助金は、現行水準を確保する。

(2) もう一つの働き方

- 1 障がいがある人もない人もともに働く「社会的事業所」をつくる。
- 2 NPOやソーシャルビジネスを展開する団体に対し、活動拠点の確保や事業運営に必要なスキルを磨くための支援を行う。
- 3 一般就労が困難な人に対して、支援付き就労である「中間的就労」の場を提供するNPOなどへの支援をする。
- 4 市民自らが出資し、働く場を作り、地域で必要とされる事業をつくり出すワーカーズ・コレクティブという働き方を周知するとともに、創業支援策の対象に位置づける。

(3) 若者支援

- 1 18歳選挙権を踏まえて、参加型民主主義を実践するため、知事と若者のタウンミーティ

ングを企画する。

- 2 給付型の奨学金制度を拡充する。
- 3 「若者サポートステーション」が中学・高校、自治体と連携して活動できる体制を拡大する。
- 4 若者が安心して立ち寄れる居場所やシェルターを運営しているNPOなどを支援する。
- 5 ひきこもり状態の人への訪問相談の対象年齢や回数を広げ、ピアサポーターを活用するなど、長期化した人への支援についても自治体と連携し支援する。
- 6 少女たちが犯罪やJKビジネスに巻き込まれないよう、居場所や相談窓口をつくる。
- 7 SNSなどで犯罪に巻き込まれないよう、学校、家庭、友だちどうし等で情報リテラシーを身につけるとともに、検索しやすく休日や夜間も相談できる体制を整える。

(4) 性的マイノリティ

- 1 性的指向、性自認について正しい知識の普及、偏見・差別の解消をめざした啓発・相談事業を実施する。
- 2 LGBTのDV被害者の相談体制をつくとともにシェルターを確保する。
- 3 同性カップルも都営住宅に入居できるよう、入居者の要件を緩和する。

●持続可能な環境政策

(1) エネルギー対策

- 1 現行の「環境基本計画」を前倒しで進め、2030年に東京の再生可能エネルギーの電力利用割合について50%を目標とする計画をつくる。
- 2 公共施設・学校・大規模施設等の新築からZEB化を進めるとともに、民間のビルや住宅においてもZEB・ZEHの実現を図り、東京を省エネ都市に変えていく。
- 3 エネルギーパスの考え方に基づき東京都独自の推奨基準づくりと支援策を検討するとともに、既設についてはサッシの樹脂化やペアガラス導入、外側庇の設置等省エネリフォームへの支援を充実する。
- 4 新築建築物について、光熱費削減効果などを含めた建設計画の提案を建設業者に義務づけ、ソーラーオリゲーションを導入する。
- 5 自治体による家庭の訪問型省エネ診断の事業化に対して助成する。
- 6 建物を上空から赤外線撮影し、熱の漏れが無いか調べ公表する「断熱性能台帳」づくりに向けた調査をする。
- 7 キャップ&トレード制度における温室効果ガス削減義務率を引き上げるとともに、パリ協定を念頭に、さらに高い長期目標を立てて設備投資のインセンティブとする。
- 8 地域でエネルギーを積極的につくり出すため、市民やさまざまな主体による創エネ事業および電力供給事業の立ち上げに向けた地域での協議会づくりを支援する。
- 9 都内自治体と他県自治体とのエネルギーの地域間連携の取り組みを財政支援する。

- 10 太陽光発電を推進するため、都有施設の屋根貸しを導入する。FIT後を展望し、屋根貸しした施設に100%グリーン電力を直接供給する事業を応援するしくみをつくる。
- 11 都有施設に電力を供給する電力会社を、低圧の施設も含めて、再エネ電源比率などを考慮してスイッチングする。
- 12 都が持つ水力発電ダムの電力を都施設で利用する、都産都消モデルをつくる。

(2) 緑・水循環

- 1 今ある緑を減らさないために、都の保全地域指定をはじめ、市民緑地制度や特別緑地保全地区への助成などあらゆる制度の活用が進むよう、区市町村を支援する。
- 2 多摩地域に数多く存在する、谷戸・湧水・雑木林等が一体となって多様な生物が生息できる貴重な自然環境を、里山保全の拠点として保護するため、早急に緑地保全地域の指定を行う。
- 3 屋外駐車場の緑や街路樹などを増やし、水循環に寄与する緑の空間を拡充する。
- 4 総合的な水循環を回復するため、水循環の推進に関する条例を制定し、地下水・湧水の保全や復活に向けた区市町村の取り組みを支援・連携する。
- 5 国分寺崖線等の保全を広域連携で進めるとともに、地下水保全のために崖線地域では地下構造物の建設を制限、または禁止する。
- 6 「水は限りある貴重な資源」との観点から、節水対策や、雨水の利用を強化するとともに、使用を中断している水源井戸の補修や掘り替えを積極的に進める。
- 7 雨水は貴重な資源であることから、雨水の地下浸透の適地では、透水性・保水性舗装を普及させ、雨水浸透マスの設置を促進するとともに、補助対象地域を拡大する。地域を問わず、雨水貯留槽の設置助成制度を拡充し、雨水利用を進める。学校等、緊急避難場所として指定されている箇所に雨水貯留槽の設置を進める。
- 8 ハツ場ダムに頼らない水政策を策定するため、過大な水需要予測は実績と実態に合わせて見直す。
- 9 多摩地域の水道水の地下水ブレンド率を引き上げ、認可水源である多摩地域の地下水を、都の保有水源に組み入れる。
- 10 1,4-ジオキサンの検出で休止した水源井戸については、除去方法が確立するまで、地下水汚染の拡散を防ぐために継続的な汲み上げを検討する。
- 11 地質汚染（地層汚染・地下水汚染・地下空気汚染）の未然防止と浄化対策を強化する。
- 12 野川流域河川整備計画に基づき、野川上流部の整備を市民参加で進める。

(3) 有害化学物質対策

- 1 新たな化学物質が増えており、複合的な影響も考慮し、都独自の基準を設けるなど「化学物質の子どもガイドライン」の見直しをする。
- 2 未然防止の原則で、有害化学物質による複合汚染のリスク評価を実施するとともに、PRTR法で第一種指定化学物質に指定されている物質の保管状況及び災害時のリスクへの

対応策について調査し、安全を確保する。

- 3 都の施設の洗浄剤を合成洗剤から環境負荷の少ない石けんに替える。
- 4 「香害」対策のため、強い香りに苦しむ人がいることを広く知らせ、柔軟剤などの香料の自粛や配慮を求めるよう広報する。
- 5 医薬部外品の表示指定成分である第4級アンモニウム化合物(塩化ベンザルコニウムなど)は、消臭・除菌スプレーに使用されているが、成分名の表示がない。消費者が毒性を調べられるように、法律で成分表示を義務づけるよう国に働きかける。
- 6 アスベスト対策については、アスベスト台帳を作り、解体時の飛散防止を徹底する。適正な除去工事を進めるため、助成制度をつくる。
- 7 アスベスト廃棄物の処理・処分を適正に行うよう指導を徹底する。また、都内で使われている再生砕石のアスベスト混入調査を行い、再生砕石へのアスベスト混入を防止するため、建設廃棄物の適正な分別解体が進むよう指導・対策を徹底する。
- 8 環境省事業「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」の対象自治体に名乗りをあげる。
- 9 モントリオール議定書の新たな代替フロン規制の早期実現を国に働きかける。
- 10 空調機や大型冷凍・冷蔵機器に使用されているフロン類について、廃棄における回収率の向上と使用時漏えい対策を講じるとともにノンフロン化を推進する。都府県設置の空調機等からの漏えい実態を明らかにする。事業者との連携で、フロン使用機器の整備時の回収量や補充量の記録のしくみをつくり、フロン漏えいの「見える化」を図る。
- 11 温暖化対策計画書制度の届け出項目にフロンのストック管理に関する項目を加え、漏えい量削減の取り組みを評価し、キャップ&トレードのしくみの中に組み込む。事業者の漏えいを防止する取り組み及びノンフロン化の技術開発等の取り組みを支援し、優良な施行技術、管理技術等の技能を認定する制度をつくる。
- 12 PM2.5 や窒素酸化物及びVOCを削減するため、都民への周知と対策の徹底を、事業者の協力を得ながらさらに進める。

(4) 廃棄物対策

- 1 廃棄物対策は、再利用(リサイクル)よりも、まず発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)を推進し、都民への広報活動と事業者の誘導を進めるとともに、都庁内でも会議におけるペットボトルの使用をやめ、リユースびんの飲料とする。
- 2 規格びん推奨制度を創設し、自主回収ルートを支援してリターナブルびんの利用を拡大する。
- 3 マイクロプラスチックの問題を周知するとともに、リデュース・リユースを進め、代替品やリサイクルしやすい材質への変更を事業者に働きかける。
- 4 家庭や事業所などから排出される蛍光管、農薬・殺虫剤、塗料などの有害廃棄物の回収システムを事業者責任で整備する。
- 5 水銀の使用削減と廃棄の際の分別を強化するよう、事業者を指導する。また、焼却場等における観測体制を継続し、水銀が焼却された場合、速やかに対処する。

- 6 回収された有害物質を含む廃棄物の処理を行う場所を都内につくる。
- 7 都庁内はもとより、都内事業所において、PCBの保管が適正に行われているかを点検するとともに、処理計画に基づいて、期間内の適正処理を促進する。
- 8 食品ロスを削減するため、事業者と連携してドギーバッグなどの取り組みを進める。

●男女平等社会

(1) 女性の参画

- 1 都のすべての審議会・協議会の女性委員の割合目標を早急に50%にする。
- 2 管理職への女性登用を、30%を目標にし実現する。
- 3 性別役割分業意識を解消するため、人権教育を基礎とする男女平等教育を、教職員の研修をはじめ、あらゆる機会・教育場面を通じて行う。
- 4 男女平等参画審議会を常設にし、「男女平等参画推進総合計画」の進行管理をする。

(2) ワークライフバランス

- 1 育児・介護休業を男性も取得しやすくなるよう職場の改革を推進するとともに、父親の育児休業取得を義務づける。
- 2 育児休業明けの働き方として「育児短時間勤務制度」の周知を図り、職場復帰を支援する。

(3) 女性への暴力対策

- 1 被害届を出しやすい環境を整えるため、啓発、後方に取り組む。
- 2 性暴力救済ダイヤルNaNaを充実する。また、24時間365日体制のワンストップで性犯罪被害者等に対する相談窓口を、多摩地域も含めて容易に行ける都立病院の中に設置し、適切な処置とケアが受けられるようにする。
- 3 性暴力被害についての相談は、性別、性自認、性的指向などを問わず、被害者に寄り添って行う。
- 4 DV・性犯罪・ストーカー被害者の二次被害防止と個人情報保護を徹底するよう、警察や医療関係者などの研修を行う。
- 5 DVやストーカー被害者を保護・救済するため、一時避難及び生活再建の場所を確保する。
- 6 女性への暴力や性的虐待への対策、被害者のためのシェルター運営などに取り組む民間団体への補助を拡大する。
- 7 学校教育の中で「デートDVは犯罪である」という認識を広げる。
- 8 配偶者暴力相談支援センターを各区市町村に設置し、機能を強化するための支援を行うとともに、職員の研修などを充実させる。

(4) 生涯にわたる性と健康の権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

- 1 10代の子どもたちの望まない妊娠、予期せぬ妊娠に対し、教育・福祉・医療が連携し、適

- 切な相談、支援に取り組む。また、学校生活を継続できるよう支援体制を充実させる。
- 2 望まない妊娠や 10 代の妊娠などの相談に対応するため、「妊娠相談ほっとライン」の周知と支援を充実する。
 - 3 10 代向けの、性・妊娠・出産や暴力など人権に関するユースクリニック（相談窓口）を、相談しやすい繁華街（原宿、渋谷、新宿など）に設置し、その後の医療を含めた継続的なケアのためのネットワークをつくる。
 - 4 生涯にわたり自分自身の健康管理を行える年代別保健教育のプログラムを作成し、学校・社会教育で行う。
 - 5 増加傾向にあるエイズ撲滅のため、検査の周知を図るとともに、結果を確実に通知できるようにする。
 - 6 乳がん、子宮がんなど女性特有のがん対策に、NPOや市民団体と連携して普及啓発し、健診の受診率を目標の 50%に向けて取り組む。
 - 7 HPVワクチンの副反応は、接種後 2～3 年あるいはそれ以上経ってから突然発症する人もいるため、接種者全員の副反応被害実態調査を行い、追跡調査をする。また、被害生徒が教育と生活の場において、適切な支援を受けられる体制を整える。性教育の中でリスクも含め、公正で十分な情報提供を行い、接種を義務化させない。

●誰もが安心して暮らせる地域

（1）高齢者支援

- 1 認知症の早期発見・早期対応を進めるために、初期集中支援チームを各区市町村に設置できるように支援する。
- 2 若年性認知症総合支援センターが地域包括支援センターに情報を提供し連携を図る。
- 3 在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションを増設し、在宅療養を支援する。
- 4 住まいを中心に医療・介護・生活支援の連携を行い、地域包括ケアシステムを拡充する。
- 5 地域の資源を活用した小規模な福祉施設を設ける際には、都の基準を実態に即した運用にする。
- 6 要介護 1・2 の生活援助・福祉用具・住宅改修を介護保険給付で行うこと、ケアプラン作成は全額保険給付で継続することを国に要望する。
- 7 介護離職ゼロの実現に向けて、ケアラーを社会で支えるしくみをつくる。その際、ヤングケアラーの実態調査を実施し、家族介護者への支援策を講じる。
- 8 介護に携わる人材の専門性を高めるための研修を充実するとともに、報酬・処遇の改善を行って人材の定着を図る。
- 9 痰の吸引等を行う介護者を増やすために、訪問介護事業所などへ説明と働きかけを行い、研修への参加者を増やす。
- 10 所有地を活用して、多様なニーズに対応する小規模多機能施設や低所得高齢者向けのグループホームを地域に整備する。

- 11 貧困ビジネス対策のために、入居者の生活や権利が守られ、適正に運営されているかの調査、定期的チェックを厳正に行う。
- 12 デイサービス等において、高齢者から子どもまでを対象としたソーシャルミックスの施設づくりを導入する。
- 13 地域の2次医療を担ってきた公的中核病院については、運営費への補助や病床数に応じた加算制度、医師の確保など、都としての支援策をより一層進める。
- 14 在宅での看取りについて、体制整備と家族への普及啓発を進める。
- 15 住み慣れた地域で最期まで暮らせるホームホスピスなどを支援し、広げる。
- 16 救急相談センター（#7119）がつながりにくいため、回線を増やす。

（2）生活困窮者

- 1 生活困窮者の自立に向けて、生活総合相談や就労支援、低所得者向けの住宅政策、シェルターの設置などを進める。
- 2 多重債務者の生活再生事業の使い勝手を改善する。
- 3 生活困窮者や多重債務者への支援施策を継続させるとともに、NPOや生協が行う相談活動などを支援する。
- 4 ホームレスの安定した住居の確保や雇用の機会を創出するとともに、NPO等を中心に地域生活をサポートする体制をつくる。
- 5 低所得者向けの家賃補助のしくみをつくる。

（3）ひとり親家庭

- 1 多摩地域のしごとセンターにも、「はあと（母子家庭等就業・自立支援センター）」を早急に設置し、正規雇用につなぐ支援を行う。
- 2 職住近接を図る視点で、子どもの年齢や収入に応じた公営住宅入居の促進、または民間住宅入居への家賃補助制度をつくる。
- 3 障がい児がいる等、ひとり親家庭の状況に配慮し、ホームヘルプ事業など実態に即した総合的な支援を拡充する。
- 4 取り残されがちな父子家庭への支援を強化する。

（4）動物との共生

- 1 動物の殺処分ゼロを実現する。
- 2 未利用公有地をドッグランに開放する。

●障がい者（児）福祉

（1）障がい者の自立と社会参加

- 1 障害者差別解消法を活かして、障がい者（児）への合理的配慮を行い、人権を保障する。
- 2 手話・コミュニケーション条例をつくり、広域的な手話通訳・要約筆記派遣事業を拡充す

る。

- 3 全介助の重度心身障がい者が地域で生活し続けることができるケアホームをつくる。障がい者施設の整備にあたってグループホーム・ケアホームのハード面の基準に関しては、利用できる障がいの種類や程度に応じた柔軟なものにする。
- 4 重度障がい者(児)のショートステイを身近な地域につくり、ベッド数を増やすなど、利用したいときに利用できるよう整備するとともに、施設入所から地域での自立生活への移行を促進させるため、長時間介助の人材確保を進める。
- 5 重度心身障がい者(児)が安心して安全・確実な療養を受けられるよう、療育にあたる医師、看護師の確保とともに、超重度心身障がい者(児)に対応する専門性向上のための養成研修を充実・推進する。
- 6 乳児を含めた重度障がいの子どもをもつ家庭に対して、訪問看護やレスパイトなどケア体制を拡充する。
- 7 すべての施設や学校で同性介護・介助が可能になるよう人員配置を行う。
- 8 特別支援学校を卒業する重度心身障がい児・者の数に見合った通所先をつくる。
- 9 重度心身障がい者などの通所事業が円滑に実施できるよう補助を増やす。
- 10 障がい者が生きがいを持って働くことができる職場環境や労働条件を整備し、企業に対しては積極的に採用するよう働きかけるとともに、都としてジョブコーチなどの人材を育成する。
- 11 都庁内の障がい者雇用はすべての障がいを対象とし、継続的に雇用する。
- 12 「障がい者優先調達推進法」の趣旨に基づき、都及び区市町村が率先して障がい者就労事業所からの物品等の調達及び作業の発注をさらに推進する。
- 13 切符の券売機に障がい者用ボタンを設置するよう、公共交通機関に働きかける。
- 14 人工内耳外部機器への補助をする。
- 15 都の障がい者施策への、中途失聴や中途障がい者の参画を進める。
- 16 公共交通車内で災害など緊急時に聴覚障がい者にも情報が伝わるよう、車内放送を文字情報で提供することを事業者働きかける。

(2) 精神障がい者

- 1 精神障がい者の地域移行を促進するため、グループホームや住宅を増やす。
- 2 精神障がい者の在宅生活を支えるため、多職種チームによる24時間365日体制でアウトリーチによる包括的な生活支援を行う事業を支援する。
- 3 障がい者福祉手当を精神障がい者にも拡大し、障がい間格差の是正を進めるとともに、提出が必要となる医師の診断書の料金を都が助成する。
- 4 精神障がい者の相互支援活動(ピアサポート、ピアカウンセリングなど)の施策を拡充する。
- 5 社会復帰対策を充実し、「地域自立生活センター」「共同作業所」などへの運営費助成を拡充する。

- 6 精神障がい者の家族への相談支援を充実させる。
- 7 ギャンブル、薬物、アルコールなどの依存症について、相談・支援する場を増やすとともに、啓発や広報を充実させる。
- 8 てんかんについて、就労が続けられるように正しい知識と理解を深めるための広報をする。

(3) 発達障がい者(児)

- 1 発達障がいのある子どもについては、就学前から就労までの切れ目のない支援体制を福祉・教育・労働の連携で整える。
- 2 地域の発達障がい者(児)家族の相談や支援を充実させるため、発達障がい者支援センターを拡充し、相談担当者の人材を育成する。

(4) 高次脳機能障がい者(児)

- 1 交通事故やスポーツ事故などで高次脳機能障がいとなった児童・生徒の実態を調査・把握し、相談等の支援を行う。
- 2 医療から福祉、地域、住宅、就労への連携した支援を展開する拠点として、区市町村支援促進事業を活用して「高次脳機能障がい者支援センター」を設立する。そこで相談体制や長期的継続的なリハビリを充実させ、切れ目のない支援が受けられるようにする。
- 3 高次脳機能障がいへの理解を進め、社会参加の機会を増やす。

(5) 難病対策

- 1 難病の原因究明と治療研究を促進するとともに、早期発見・早期治療体制を確立する。
- 2 「難病患者等居宅生活支援事業」の周知徹底をはかるとともに、訪問リハビリを事業に入れるなど在宅支援事業の充実を図る。
- 3 難病・障がい者が利用できるように、公立病院等でのショートステイ病床を確保する。
- 4 難病や重度障がいにより、在宅で医療を伴うケアを必要とする人への支援体制を充実する。
- 5 慢性腎臓病については、生活習慣病の予防・早期発見のため、健診の受診率を高める対策を行う。
- 6 透析医療の安全を確保するため、透析医療スタッフの充実と医療ミスや事故の防止と感染症対策の行政指導を強化する。
- 7 増加する要透析患者に対応するため、療養病床増床計画を推進する。
- 8 肝硬変・肝がんを医療費助成対象にする。また、がん検診に肝がん検診も対象とする。
- 9 働く意欲のある難病患者の職業訓練や多様な勤務形態の確立、相談等、就労支援を充実するとともに、雇用面での偏見差別をなくすための啓発活動を強化する。
- 10 骨髄移植ドナー支援制度が都内全自治体で導入されるように支援する。

●子どもの命を守り、健やかな成長

(1) 子どもの権利の保障

- 1 「子どもの権利条約」にある子どもの意見表明権や社会参加の権利に則り子ども参加で「子どもの権利条例（仮称）」を制定する。
- 2 子どもの権利擁護専門相談事業を強化するために、専門員を子どもの権利回復までを職務とする「第三者機関（オンブズパーソン）」と位置づける。
- 3 子ども食堂や居場所、学習支援などに地域で取り組む団体への支援として、固定資産税を減免する。

(2) 保育

- 1 保育の質と保育環境を低下させないよう、施設規準を堅持し、賃金などの処遇を改善し保育士を確保するとともに、保育士の研修を強化する。
- 2 認可外保育園については、十分な保育環境を確保できる物件を賃貸できる運営補助を行うとともに、園児数をもとにした不安定な補助金のあり方ではなく、年間を通して園の運営を安定的に行うことができる補助のあり方とする。
- 3 認証保育所を利用している保護者へ所得に応じて補助する自治体に助成する。
- 4 認証保育所の運営基盤の安定のため、障がい児受け入れへの加算や家賃補助を都として位置づけ、認可園への転園などにより空きが生じる場合の補てん等対策を講じる。
- 5 事業所内保育所や病院の院内保育所、都立高校・大学内保育所の設置を進め、一般利用も可能にする。
- 6 安全と質を確保するために、保育室、認証保育所、一時預かり・定期利用型保育事業、ベビーシッターなど多様な保育事業に対する支援を厚くする。

(3) 放課後対策

- 1 学童保育の規模の適正化と待機児解消を進めるため、施設増設に対する補助を増やす。
- 2 東京都が進める「都型学童クラブ」の大規模化を改善する。
- 3 放課後の居場所や学習支援の場づくりを拡充する。
- 4 障がいのある子どもたちの放課後対策を進め、学童保育への希望者を全員受け入れるように支援する。
- 5 障がい児の放課後や長期休暇期間の日中活動を支える放課後デイサービス事業への支援を拡充する。

(4) 子育て支援と虐待防止

- 1 リスクの高い未受診妊婦に対する早期支援のために、関連部署と連携して実態を把握し、望まない妊娠や未受診が減るよう対策を講じる。
- 2 児童相談所と地域の子ども家庭支援センターや保健所・医療機関との連携を強化し、虐待

を受けた子どものための専門の緊急一時保護施設を拡充する。

- 3 配偶者暴力のある家庭の子どもに対して、精神的なケアを図る。
- 4 「乳幼児死亡検証制度」を設け、乳幼児の死因を検証する。

(5) 社会的養護

- 1 社会的養護における家庭的養護の割合を6割にするため、児童相談所の支援員を増やす。
- 2 里親の登録及び委託を増やす。そのために、里親制度の広報や働きかけを工夫する。
- 3 養育家庭を支援するため、養育家庭への研修・相談機能を強化する。
- 4 受け入れ先を増やし、虐待などによる社会的入院や一時保護の長期化を防ぐ。
- 5 養育家庭や養護施設を退所した18歳以上の若者に、住宅支援や給付型の奨学金を拡充し進学・就労支援するなどアフターケアを充実させる。

(6) 周産期医療

- 1 NICU・GCUなどの整備に取り組む医療機関への支援をさらに充実し、NICUから退院後、在宅で生活できるように支援する。
- 2 病院と診療所や助産所との連携体制を充実させて地域での出産を促進し、助産師を活用して母子の心身の健康・育児に係る相談体制を拡充する。
- 3 未受診妊婦についての実態調査を行う。

●子どもの学び

(1) 子どもが学ぶ権利の保障

- 1 いじめの未然防止と解決に向けて、子どもの権利を尊重した学校運営を行う。
- 2 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの質の向上を図る。
- 3 不登校の子どもの学ぶ権利を保障するために、フリースクール、ホームエデュケーションなど多様な学びの場を支援する。
- 4 夜間中学及び定時制・通信制高校は、希望する人をすべて受け入れ、個々の学びの進度に合わせて支援する。
- 5 日本語を母語・母国語としない子どもの教育政策をつくる専門部署を設置し、母国語教育や、日本語が十分でない児童・生徒への語学指導を充実するため、教員を加配する。
- 6 要保護、準保護世帯以外でも困窮している世帯の生徒には所得に応じて教材費、制服、給食費、修学旅行費など学校教育に必要な費用を免除する。
- 7 年齢に応じたプログラムで、シチズンシップ教育、人権教育、SNSを含めてメディア・リテラシー教育、消費者教育、働く人の権利を含めた職業教育を行う。
- 8 性的マイノリティ(LGBT)の理解を進めるように人権の視点で取り組む。
- 9 統合失調症など思春期に発症しやすい精神疾患に対する理解を深めるため、中学校・高校での精神保健に関する授業を行う。

- 10 環境や社会的な教育を進めるため、NPOによる出前授業を支援する。
- 11 教育委員会は、希望者全員が傍聴できるようにするとともに、教育委員会への陳情・請願は、都民の権利として制度の周知をはかる。
- 12 高校無償化の所得制限撤廃を国に働きかける。

(2) 教育の質

- 1 すべての学年において少人数学級が実現できるよう、教員定数増を国に求め、各種研修・研究授業など教員の資質向上に取り組む。
- 2 複数担任制やTTなど、柔軟な職員配置を行い、学校内の事務作業をできる限り削減して、教員が子どもに関われる時間を増やす。
- 3 学校図書館に専任の司書を配置し、栄養士の全校配置と栄養教諭の増員を進める。
- 4 養護教諭の配置基準を見直し、児童・生徒数が多い場合は2人体制にする。
- 5 教員のためのメンタル面でのサポートなどの相談体制を整備する。
- 6 学校給食では有機栽培や地場産の食材を積極的に活用し、遺伝子組み換え食品は使わない。

(3) 教育施設・設備

- 1 公立小中学校の校舎と体育館等の非構造部材の耐震化を早急を実現する。
- 2 教育環境におけるユニバーサルデザイン化を促進し、地域に開かれた社会資源として、都立高校も含めた学校施設を開放する。
- 3 学校の省エネ・再エネ施策をさらに進める。
- 4 学校のトイレの改善をはじめとした施設整備への助成を増やす。

(4) 都立高校

- 1 誰もが希望する高校に入学できるよう都立高校の定数を増やす。
- 2 定時制高校に関しては、専用教室を確保する。カウンセラー配置も授業終了時間までの勤務や相談日数を増加、給食を継続する。
- 3 都立学校・中高一貫校の保健室施設・設備を充実し、養護教諭の複数配置を進める。
- 4 都立学校においてインターンシップ事業などを充実し、卒業後に適正な仕事につきやすくするとともに、職場への定着を促進する。
- 5 都立高校における特別支援教育を進めるための人的、施設的な環境整備を図り、発達障がい生徒への教員加配を行い、発達障がい生徒の中学校卒業後の進路を保障する。
- 6 都立高校に外国人や帰国子女枠を増やし、受け入れ校の体制強化を図るとともに、入学試験においては特別の配慮を行う。
- 7 金銭教育や多重債務に関する教育を推進し、実社会に出る前に労働法制などの基本的な知識を身につける機会をつくる。
- 8 都立高校の防災訓練は、自衛隊で実施しない。

(5) 特別支援教育

- 1 医療的ケアが必要な子どもも含めて障がいのある子どもが地域の普通級で学ぶことを保障するため、介助員・看護師の配置や施設整備など自治体への財政支援を行う。
- 2 看護師などの医療従事者やサポートスタッフが常駐し、医療的ケアの必要な子どもでも利用できる宿泊施設や、下校後の預かりができる施設の増設を図る。
- 3 特別支援教室の巡回指導等担当教員の配置は、年度途中でも児童数の変化に柔軟に対応する。
- 4 特別支援教育コーディネーターの担い手は兼職ではなく専任とする。
- 5 特別支援学校においては、障がいの特性に応じた教育が受けられるよう工夫する。在籍児童・生徒の障がいの重度化・重複化に即して教室を増やし、学校施設の整備を早急に行う。
- 6 特別支援学校に通う児童、生徒の通学時間を短縮するために、スクールバスだけでなく、民間移送サービスやタクシー通学なども行う。
- 7 肢体不自由児特別支援学校においては、教員と学校介護職員の配置基準を見直し、教員数を確保する。また介護職員の研修を計画的に実施する。
- 8 障がい児の放課後活動・余暇活動を支援するとともに、緊急一時保護・短期入所施設を拡充する。
- 9 同性介助にも配慮した教職員の採用・配置を進める。
- 10 病院内の院内学級を拡充する。特に高校生の病気療養児が学ぶ場を拡大し手続きを簡素化する。
- 11 安心して通学できるよう、学校周辺の通学路・歩道等の整備を行い、駅等の公共交通機関に障がいに関する情報提供と改善を働きかける。また、特別支援学校最寄駅へのホームドア設置を優先させるよう鉄道会社に働きかける。

(6) 私学振興

- 1 幼稚園から高校・専修学校までの私学に対する経常費補助、授業料軽減補助等の助成を拡充する。
- 2 私立学校・幼稚園の老朽校舎や体育館の改修や、非構造部材を含む耐震化に対する補助を充実する。
- 3 子どものいじめなどに対応するため、私学に通う児童・生徒にも権利擁護専門相談事業をPRするカードの配布を継続し、活用できるようにする。
- 4 朝鮮学校にも「私立外国人学校運営費補助金」を復活する。

(7) 文化・スポーツ行政

- 1 小・中学生や障がい児が本格的な音楽や演劇に触れる機会を増やす。
- 2 地域スポーツクラブの普及、促進を図り、支援策を強化する。
- 3 障がい者が気軽にスポーツに参加できるよう専門家やサポート要員の配置を進め、地域の公共体育施設等、日常的な場の確保と設備の改善を進める。

- 4 文化施設の女性用トイレを増設し、男女用とも和式トイレをすべて洋式として刷新する。また、だれでもトイレと障がい者用トイレを増やす。

●命を育む食

(1) 食品安全

- 1 築地市場の豊洲への移転は、食の安全・安心を確保できるまで進めない。
- 2 食品表示に関する新たな制度の周知を図る。特に、いわゆる健康食品による健康被害を避けるよう、適正表示を推進しつつ都民へ積極的に情報発信を行う。
- 3 食品表示法および東京都食品安全推進計画に基づき、食品表示に関する相談・監視体制を整備する際には、消費者が主体的な商品選択をできるよう、健康被害発生未然防止や拡大防止などの対策を含めて監視体制を強化する。
- 4 食品衛生自主管理認証制度やHACCPシステムを拡大し食品による危害の発生の未然防止を図るとともに、都民への周知を図る。
- 5 消費者が安全な食品を選べるように、トレーサビリティ表示やアレルギー表示の適正化、リスクコミュニケーションを充実する。
- 6 食品添加物等は、子どもに合わせた安全基準をつくるよう国に働きかける。
- 7 原料に含まれる遺伝子組み換え作物を表示し、消費者に分かりやすいトレーサビリティの表示を担保し、情報提供を進める。

(2) 放射能汚染対策

- 1 放射能測定や対策については、関係所管が連携を深め、長期にわたって取り組みが継続できる体制を整備する。放射能汚染についての学習機会を増やし、個人が的確に判断できるようにしていく。
- 2 加工食品についての抜き打ち検査や、都内産農産物の放射能検査を継続し、必要に応じて土壌の検査を実施する。

(3) 消費者行政

- 1 消費者教育推進計画とアクションプログラムを積極的に推進する。特に教育委員会に働きかけ、教育現場で消費者教育に力を入れ、出前講座などができる人材育成を行い、学校などに派遣する。
- 2 東京都消費生活総合センターは、センターオブセンターとして区市町村の相談窓口への財政的支援を強化し、広域連携の検討等、東京都全体の相談機能の充実を図る。
- 3 消費生活相談員の研修を充実し、正規雇用にする。
- 4 高額商品売りつけや振り込め詐欺、押し買いなど、次々と新たに巧妙な手口で高齢者を狙った消費者被害が出現しており、被害を未然に防止するため、高齢者を対象にした啓発活動を強化する。

- 5 子どもの事故防止のための専門部署をつくる。

●環境と共生する産業

(1) 都市農業

- 1 農業・農地を活かしたまちづくりを推進するとともに、農業の「6次産業化」をすすめ、女性の起業を支援する。
- 2 都民が農業体験する場として体験農園の拡大や、農業ボランティア・農業講座・クラインガルテンなどを増やし、多様な担い手を育成するとともに、農家と支援者のマッチングを図るコーディネーターを配置する。
- 3 障がい者団体などが農業の担い手となる農福連携に取り組む。
- 4 農地にソーラーシェアリングの導入を図る。
- 5 東京都エコ農産物認証制度の活用やGAP取得、東京産の伝統種の栽培を奨励し、生産量の拡大と市場流通の拡大を図るとともに、エコ農産物などの栽培農家が行うGMOフリーゾーンなどの設置に向けた自主活動を支援する。
- 6 東京都地域特産品認証制度を広く都民にPRし、地場農産物の加工食品や東京の伝統技術で生産された地場産品の販売促進活動を支援する。
- 7 ネオニコチノイド農薬など、生態系に大きな影響がある農薬の使用実態を調査し、使用を減らすための普及啓発を行うとともに、代替農薬に向けての研究を行う。

(2) 林業

- 1 森林保全のために、水道局の水源林の買収をさらに進める。
- 2 多摩の林業が成り立つように、林道整備を進めるとともに、生産・流通・加工のシステムを整備し、木質バイオマスの活用を促進する。
- 3 公共建築、特に学校や保育所などの建築に、多摩産材の優先利用を進め、多摩産材で家を建てる場合の優遇策を拡充し、多摩産材の利用促進を図る。
- 4 製材所から出る廃棄物を利用した固形燃料「東京ペレット」の普及を進める。
- 5 里山保全に取り組む市民活動を支援するしくみを作る。

●災害に強いまち

(1) 耐震化

- 1 東京都地域防災計画に掲げられた公共施設・病院・住宅などの耐震化を着実に進める。
- 2 避難所になる公共施設は、障がい者も利用できるように、バリアフリー化を進める。
- 3 簡易耐震補強工事や家具転倒防止金具取り付け助成制度を拡充し、積極的な活用を周知する。
- 4 災害危機意識とともに、命を守るために安価で簡易な「ほどほど耐震」など実現可能な方

策や備蓄の啓発を進める。

(2) 災害弱者対策

- 1 災害時のような混乱時には暴力が起こるリスクが高い。女性、子ども、高齢者、障がい者等が、DV、虐待、性暴力の被害にあわないよう、専門家等と協議し、地域防災計画に盛り込む。
- 2 障がい者・高齢者の安全を確保するため、多摩障害者スポーツセンターをはじめ都有施設を福祉避難所として活用するよう支援する。
- 3 難病、重度障がい者・要介護者等への災害時の対応について状況を把握し、自治体を支援する。
- 4 人工呼吸器等、生命維持に不可欠な医療を受けている人に対して、一人ひとりの状態に合わせた個別支援計画を策定するよう自治体を支援する。
- 5 災害時に情報弱者になりがちな視覚障がい者や聴覚障がい者のために、情報伝達のための機材（聴覚障がい者避難所用キット等）を配置し、災害時における情報発信の具体的な方法を確定する。
- 6 自治体・企業と連携して、帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設や帰宅支援ステーションを増やし、要配慮者への支援を普及啓発する。
- 7 乳児のための液体ミルクを準備する。
- 8 ペットと同行避難できる避難所を整備するとともに、動物病院にも受け入れ協力を要請する。

(3) 安全なまちづくり

- 1 防災公園に常緑広葉樹を植えて延焼遮断機能を高める。
- 2 区市町村と合同で、障がい者など要配慮者も含めた住民参加型防災訓練の回数を増やし、障がい種別ごとの対策を充実させる。
- 3 都立公園のマンホールトイレやかまどベンチについて、災害時使えるように市民と一緒に訓練し点検する。
- 4 土砂災害を未然に防止するため、斜面地や浸水地域の宅地開発を規制する。
- 5 核物質や毒物・劇物の貯蔵施設、及び学校等における保管状況等の点検を定期的に行い、情報公開する。
- 6 外国人や障がい者、子どもにもわかりやすい「やさしい日本語」を、広報や表示に積極的に活用する。

(4) 広域的災害と被災地支援

- 1 首都直下型地震や南海トラフ大地震などを想定し、広域的な災害に対する都の支援体制を整備する。特に原発事故対策については万全の備えと情報公開のしくみを整える。
- 2 都内に受け入れた原発避難者が継続して生活できるよう都の独自支援を行うとともに、

福島の子どもたちの保養活動に都内施設や都外の関係施設で受け入れる。

●持続可能な都市

(1) 道路・都市公園整備

- 1 東日本大震災の復興を妨げないように、オリンピックを名目として不要不急な公共事業は行わない。
- 2 10年以上事業認可されない都市計画道路は、市民参加で必要性和環境影響の両面から再考し、廃止・変更も含め見直す。例：「外環の2」、小金井3・4-1、3・4-11号線
- 3 尾根幹線道路は貴重な自然と湧水を守るため、計画を変更し、事業を進めるにあたっては周辺住民の合意を取り付ける。
- 4 ユニバーサルデザインの面的整備を進める。特に公共トイレについては使い勝手を考慮し統一した表示を徹底させる。
- 5 障がい者が利用する大規模施設の最寄駅にはストレッチャーが入るエレベーターを設置できるよう財源措置を行う。
- 6 合葬式墓地や樹林墓地・樹木葬などをさらに拡充する。
- 7 都立公園のトイレを洋式にする。

(2) 都市計画

- 1 東京湾から都心へ向けた水と緑のつながりで風の道を確認し、東京を冷やす。
- 2 人口減少を見すえて持続可能な都市にするため、開発を抑制し、環境負荷の少ないまちづくりを進める。
- 3 大規模公有地、都営住宅などの建て替えに伴って発生した空き地は、福祉インフラ以外にも当該自治体、近隣自治体と協議を行って有効活用する。また売却するときは、それに先だって周辺のまちづくり方針に合わせ、慎重に用途地域の見直しを行う。
- 4 東京都環境影響評価制度は、適用対象を拡大し、計画アセスには、「事業廃止」の選択肢を入れた複数案提示を義務づける。

(3) 住まい

- 1 空き家を活用したグループホームや居場所などを行うNPOなどを支援する。
- 2 都営住宅等に住む支援の必要な人々に対して、きめ細かな生活支援を行う団体に、都営住宅の空き室などの活用を進める。
- 3 若者の一人暮らしやルームシェアを可能にする公営住宅の入居のあり方を検討する。
- 4 民間賃貸住宅を都が借り上げ、住宅困窮者が低家賃で継続して入居できるようにする。
- 5 古い分譲マンションの建て替えを進めるために、コンサルタントを派遣し支援する。

(4) 公共交通と自転車利用

- 1 路面電車・LRT・コミュニティバスなどの公共交通を生かしたまちづくりを進める。
- 2 自転車レーンのネットワーク化を進めるとともに、レンタサイクル・自転車シェアリングなどのしくみを広げる。
- 3 自転車利用を促進するために、特にJRなどの鉄道駅に駐輪場の整備を徹底する。
- 4 自転車シミュレータなどを活用して、自転車利用者が交通ルール・マナーをわかりやすく学べる機会を増やし、車道の左側通行などを徹底する。

●自治・分権・行政改革

(1) 自治・分権

- 1 都から自治体への分権を進め、権限とともに適切かつ十分な財源移譲を進める。
- 2 都区制度改革を進め、都区財政調整制度などの抜本的な改革を進める。
- 3 常設の住民投票条例を制定し、市民が直接政治に参加するしくみを広げる。
- 4 行政の応答責任を義務付けた総合的なパブリックコメント(市民意見公募)条例をつくる。
- 5 施策の透明性・客観性を高めるために、事業計画・実施・事後評価を含む総合的な事業評価を市民参加で行う。そのために、資料の保存と情報公開を徹底する。
- 6 議会のインターネット中継をスマートフォンでも視聴できるようにする。

(2) 行政改革

- 1 都の入札参加事業者の格付けに当たっては、CO₂削減努力や障がい者雇用率、男女平等推進状況などを考慮した「政策入札」を強化する。
- 2 適正な労働条件・品質確保・地元中小業者の活用など、働く人の立場に立った「公契約条例」を制定する。
- 3 専門職や技術職の専門性が継承できるよう、計画的な人材育成を進める。
- 4 官制ワーキングプア対策を講じる。

●平和・人権・多文化共生

(1) 安全・平和

- 1 基地周辺の各自治体の騒音測定箇所を増やすとともに、飛行制限時間の拡大と飛行回数削減を求める。
- 2 沖縄及び横田基地におけるオスプレイ配備を中止・撤回する。また、それ以外の航空機についても、安全確保の徹底と事故防止に万全の措置を講じるよう働きかける。
- 3 東京都は非核三原則を守り、非核平和条例を制定する。
- 4 都市間交流やNGO・NPO支援による市民平和交流を進める。
- 5 東京にある基地の全面返還を求め、跡地利用は市民参加で決める。「多摩サービス補助施設」(多摩弾薬庫跡地)の早期返還を求め、返還されるまでの期間についても、全面公開と

する。

(2) 国際協力と多文化共生

- 1 国際協力や多様な民族や文化を認め合う東京をつくるために、NGOと連携・協力して、都の国際政策を横断的・効果的に推進する。
- 2 外国人の都政への参画をすすめるため、審議会・懇話会委員への外国人の登用を促進するとともに、「外国人都民会議」を再開し、提言を政策に生かす。
- 3 不法就労や無国籍の子どもたちが、教育・医療など日本の子どもたちと同様の権利・サービスが受けられるように支援する。
- 4 外国人の相談窓口の拡充や、居住支援、母国語・母語による生活情報・防災情報等を実施する自治体への支援を充実させる。
- 5 定住外国人に地方参政権取得の道を開くとともに、定住外国人の地方公務員への採用に際し、国籍条項を撤廃する。